

第1章 策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

人口減少社会、超高齢社会となった我が国は、総務省統計局人口推計データ概算値によると、令和5年10月1日時点の総人口が1億2,434万人、65歳以上の高齢者人口が3,622万人、高齢化率は29.1%となっています。そのうち、65歳以上75歳未満の前期高齢者は1,614万人、75歳以上の後期高齢者は2,008万人と、後期高齢者の人口が前期高齢者の人口を大きく上回っています。今後も令和7年には団塊の世代がすべて75歳以上となるほか、令和22年にはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上になるなど、15歳から64歳までの生産年齢人口の減少が加速し、高齢化はますます進展していくことになります。また、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の増加も見込まれることから、医療・介護へのニーズが大幅に増加するだけでなく、サービスの需要の変化が予想されます。

また、このような中で高齢者が活躍できる社会環境や生涯にわたる健康づくりの推進も一層重要になるとともに、高齢者が住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の実現に向け、各事業をより一層推進する必要があります。

図表1-1:本市の目指す地域包括ケアシステムのイメージ



介護保険制度が平成12年に創設されて以降、おおむね3年ごとにその時々¹の社会情勢を踏まえた制度改正と報酬改定が行われてきました。

平成18年の制度改正では、予防重視型システムの確立に向け、その一歩を踏み出しました。平成24年には、高齢者が住み慣れた地域で様々な支援を受けながら安心して暮らし続けるための「地域包括ケアシステム」推進の取組が開始されました。そして、平成29年には、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現と制度の持続可能性の確保を図ることを目的とした改正が行われました。令和3年度には、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制構築に向けた支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組強化等が行われました。

令和6年度に向けては、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、医療・介護の連携機能及び提供体制等の基盤強化などの措置が講じられることとなります。また、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立し、共生社会の実現の推進に向けて、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症の人に関する国民の理解の増進等の基本的施策を定めました。今後、国が策定する認知症施策推進基本計画を踏まえて、本市の認知症施策を進めていくこととなります。

介護報酬については、平成15年度マイナス2.3%、平成18年度マイナス2.4%、平成21年度プラス3.0%、平成24年度プラス1.2%、平成27年度マイナス2.27%、平成30年度プラス0.54%、令和3年度プラス0.05%、令和4年10月の臨時改定にてプラス1.13%、令和6年度プラス1.59%の改定率で推移しました。

図表1-2: 令和6年度介護保険制度改正の概要

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）の概要	
改正の趣旨	令和5年5月12日成立、5月19日公布
全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、出産育児一時金に係る後期高齢者医療制度からの支援金の導入、後期高齢者医療制度における後期高齢者負担率の見直し、前期財政調整制度における報酬調整の導入、医療費適正化計画の実効性の確保のための見直し、かかりつけ医機能が発揮される制度整備、介護保険者による介護情報の収集・提供等に係る事業の創設等の措置を講ずる。	
改正の概要	
1. こども・子育て支援の拡充 【健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律等】 ① 出産育児一時金の支給額を引き上げる（※）とともに、支給費用の一部を現役世代だけでなく後期高齢者医療制度も支援する仕組みとする。 （※）42万円→50万円に令和5年4月から引き上げ（政令）、出産費用の見える化を行う。 ② 産前産後期間における国民健康保険料（税）を免除し、その免除相当額を国・都道府県・市町村で負担することとする。	
2. 高齢者医療を全世代で公平に支え合うための高齢者医療制度の見直し 【健康法、高確法】 ① 後期高齢者の医療給付費を後期高齢者と現役世代で公平に支え合うため、後期高齢者負担率の設定方法について、「後期高齢者一人当たりの保険料」と「現役世代一人当たりの後期高齢者支援金」の伸び率が同じとなるよう見直す。 ② 前期高齢者の医療給付費を保険者間で調整する仕組みにおいて、被用者保険者においては報酬水準に応じて調整する仕組みの導入等を行う。健保連が行う財政が厳しい健保組合への交付金事業に対する財政支援の導入、被用者保険者の後期高齢者支援金等の負担が大きくなる場合の財政支援の拡充を行う。	
3. 医療保険制度の基盤強化等 【健康法、船保法、国保法、高確法等】 ① 都道府県医療費適正化計画について、計画に記載すべき事項を充実させるとともに、都道府県ごとに保険者協議会を必置として計画の策定・評価に関する仕組みを導入する。また、医療費適正化に向けた都道府県の役割及び責務の明確化等を行う。計画の目標設定に際しては、医療・介護サービスを効果的・効率的に組み合わせた提供や、かかりつけ医機能の確保の重要性に留意することとする。 ② 都道府県が策定する国民健康保険運営方針の運営期間を法定化（6年）し、医療費適正化や国保事務の標準化・広域化の推進に関する事項等を必須記載とする。経過措置として存続する退職被保険者の医療給付費等を被用者保険者間で調整する仕組みについて、対象者の減少や保険者等の負担を踏まえて廃止する。	
4. 医療・介護の連携機能及び提供体制等の基盤強化 【地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律、医療法、介護保険法、高確法等】 ① <u>かかりつけ医機能について、国民への情報提供の強化や、かかりつけ医機能の報告に基づく地域での協議の仕組み構築¹、協議を踏まえた医療・介護の各種計画に反映する</u> ② <u>医療・介護サービスの質の向上を図るため、医療保険者と介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を一体的に実施することとし、介護保険者が行う当該事業を地域支援事業として位置付ける。</u> ③ <u>医療法人や介護サービス事業者に経営情報の報告義務を課した上で当該情報に係るデータベースを整備する。</u> ④ 地域医療連携推進法人制度について一定の要件のもと個人立の病院等や介護事業所等が参加できる仕組みを導入する。 ⑤ 出資持分の定めのある医療法人が出資持分の定めのない医療法人に移行する際の計画の認定制度について、期限の延長（令和5年9月末→令和8年12月末）等を行う。 等	
施行期日	
令和6年4月1日（ただし、3①の一部及び4⑤は公布日、4③の一部は令和5年8月1日、1②は令和6年1月1日、3①の一部及び4①は令和7年4月1日、4③の一部は公布後3年以内に政令で定める日、4②は公布後4年以内に政令で定める日）	

【出典】厚生労働省資料

2 計画の位置づけ及び庁内連携

「まえばしスマイルプラン」は、老人福祉法に基づく「老人福祉計画」と介護保険法に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定する計画であり、本市の高齢者福祉・介護に関わる政策全般にわたる行政計画です。

■老人福祉計画

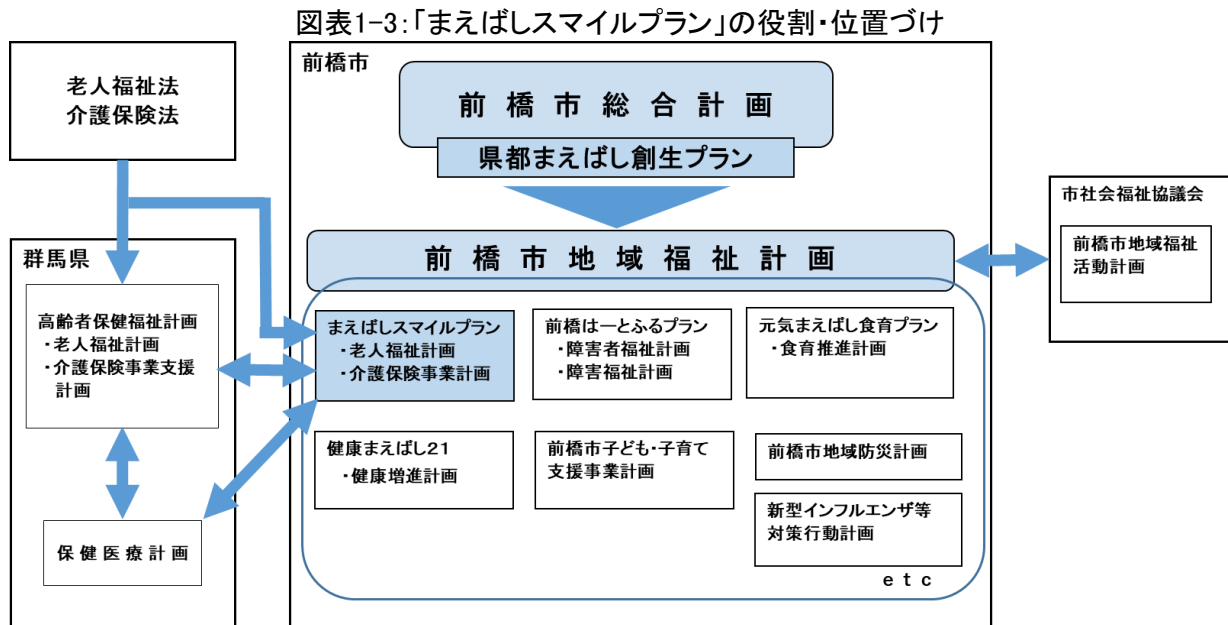
「前橋市老人福祉計画」は、老人福祉法第20条の8第1項に基づき策定するもので、本市の高齢者に関する政策全般にわたる行政計画です。

■介護保険事業計画

「前橋市介護保険事業計画」は、介護保険法第117条第1項に基づき、本市における介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものです。

上位計画に、本市のまちづくりの基本理念や将来都市像、その都市像を実現するための政策の方向性、具体的施策等を示す「第七次前橋市総合計画」（計画期間：平成30年度～令和9年度）や、人口減少問題の解決に向けた取組を示した「第2期県都まえばし創生プラン」（計画期間：令和2年度～令和6年度）、さらには地域福祉を推進するための福祉分野の総合的な計画「第2次前橋市地域福祉計画」（計画期間：平成27年度～令和6年度）があり、これらの方針を踏まえるとともに、保健・医療・福祉分野はもちろん、本市の各種計画と調和を保ちながら策定・推進するものです。

今後、地域包括ケアシステムの一層の推進、地域共生社会の実現に向けて、福祉分野における横断的な連携だけでなく、全庁的な対応がこれまで以上に必要となることから、関係部門と連携を図りながら課題に迅速に対応できる体制を構築していきます。



3 計画期間と策定後の進捗管理

本計画は令和6年度から令和8年度までの3年を計画期間とします。策定後は、毎年度達成状況を点検し、その結果に基づいて改善策を検討・実施します。また、学識経験者、保健・医療・福祉・介護関係者や公募による被保険者の代表で構成される「前橋市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会」に計画の達成状況を報告し、幅広い助言や提言を得ながら、市民本位の進行管理を行います。

今後も、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年を見据えながら、3年ごとに見直しを図っていきます。

図表1-4:「まえばしスマイルプラン」の計画期間

和暦	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14		R21	R22	
西暦	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032		2039	2040	
計画				▲ 団塊の世代が75歳に											▲ 団塊ジュニア世代が65歳に	
	第8期計画			第9期計画			第10期計画			第11期計画			令和22(2040)年を見据えた計画の策定			

4 計画策定の経緯

「前橋市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会」において、第8期計画の達成状況や社会情勢等を踏まえ、第9期計画策定のための意見や提言等を受けました。

また、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(以下、「ニーズ調査」という。)をはじめとする各種調査・アンケート等を実施することにより、実態と課題を把握しながら策定を進めました。

図表1-5: 前橋市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会の開催状況

回	年月日	内 容
第1回	令和3年11月 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・専門分科会長の選出 ・第7期まえばしスマイルプランの総括について(報告) ・第8期まえばしスマイルプランの取組状況について(報告) ・特別養護老人ホーム入所申込状況調査の結果について(報告) ・前橋市からの諮問書(報告)
第2回	令和4年11月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・第8期まえばしスマイルプランの取組状況について(報告) ・第9期まえばしスマイルプラン策定までのスケジュールについて(報告) ・特別養護老人ホーム入所申込状況調査の結果について(報告) ・ひとり暮らし高齢者調査の結果について(報告)
第3回	令和5年3月 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査の結果について(報告) ・臨時委員の公募結果について(報告) ・次期介護保険制度の見直しに関する意見概要について(報告)
第4回	令和5年8月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・第8期まえばしスマイルプランの分析・評価について(報告) ・アンケート調査結果の分析について(報告) ・第9期まえばしスマイルプランの施策目標・事業体系について(協議) ・第9期介護保険事業(支援)計画の基本指針(大臣告示)のポイント(案)について(報告)
第5回	令和5年10月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・前橋市介護保険事業の特徴について(報告) ・第9期まえばしスマイルプランの介護基盤整備方針について(協議) ・第9期まえばしスマイルプランの構成・事業項目について(協議) ・保険者機能推進交付金等の集計結果について(報告)
第6回	令和5年12月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・第9期まえばしスマイルプランの原案(本編)について(協議) ・パブリックコメントの実施について(報告) ・答申書(案)について(協議)
第7回	令和6年2月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・市長答申 ・パブリックコメントの実施結果について(報告) ・第9期まえばしスマイルプランの最終案について(協議)

図表1-6:各種調査及びパブリックコメントの実施状況

調 査 等	項 目	内 容
介護予防・日常生活 圏域ニーズ調査 (P.154)	対 象 者	65歳以上の要介護状態になる前の高齢者 (無作為抽出) ・要支援者500人 ・事業対象者500人 ・上記及び要介護者以外の高齢者4,000人
	調 査 方 法	郵送
	実 施 時 期	令和4年12月
	主な調査項目	・家族や生活状況 等 ・体を動かすこと、毎日の生活 等
在宅介護実態調査 (P.180)	対 象 者	在宅で生活をしている要支援者・要介護者636人
	調 査 方 法	認定調査員の手渡しによる調査票の配布、郵送による調査票の回収
	実 施 時 期	令和5年1月～令和5年6月
	主な調査項目	・主な介護者の状況 等 ・利用しているサービス、必要と感じるサービス 等
介護保険事業計画 策定に係る事業所 アンケート調査① (P.198)	対 象 者	市内の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅 167事業所
	調 査 方 法	電子メール
	実 施 時 期	令和5年8月
	主な調査項目	・介護職員の雇用形態・雇用人数 ・介護職員の採用方法 等
介護保険事業計画 策定に係る事業所 アンケート調査② (P.201)	対 象 者	市内の認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、小規模多機能型居宅介護事業所 57事業所
	調 査 方 法	電子メール
	実 施 時 期	令和5年6月～令和5年7月
	主な調査項目	・地域密着型サービス全般 ・サービスの利用状況 等
パブリックコメントの 実施	対 象 者	市内に住所又は勤務先を有する人、市内の学校の在学者等
	実 施 方 法	郵送、電子メール及びWebフォームによる意見の募集
	実 施 時 期	令和6年1月～令和6年2月
	主 な 項 目	第9期まえばしスマイルプラン(原案)に対する意見